

川崎市生涯学習推進会議設置運営要綱

(目的及び設置)

第1条 人間都市かわさきの創造をめざして、地域に根ざし、暮らしに根ざした川崎市の生涯学習推進基本計画が平成5年3月、広範囲な市民参加の基に策定された。この基本計画に則った学習社会の構築を図るために、具体的な施策が求められている。ここに本市のめざすべき生涯学習諸施策を効果的に推進するために、川崎市生涯学習推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習推進の諸施策の策定に関すること。
- (2) 生涯学習事業の総合的調整に関すること。
- (3) 生涯学習施設の整備・拡充に関すること。
- (4) その他生涯学習に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、議長、副議長及び委員をもって構成する。

- 2 議長は、副市長をもって充てる。
- 3 副議長は、教育委員会教育長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(推進会議)

第4条 議長は、必要に応じて推進会議を招集し、主宰する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(幹事会及び幹事)

第5条 推進会議を補佐するために、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進会議の指示した事項を協議する。
- 3 幹事には、関係部署の職員の中から議長が指名する。

(有識者の出席)

第6条 推進会議は、必要があると認めるときは、その会議に委員以外の有識者の出席を要請し、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

◎議長

○副議長

◎副市長（教育委員会担当）

総務局長

総合企画局長

財政局長

交通局長

市民・子ども局長

経済労働局長

環境局長

健康福祉局長

まちづくり局長

建設局長

港湾局長

水道局長

交通局長

病院局長

消防局長

議会局長

選挙管理委員会事務局長

川崎区長

幸 区長

中原区長

高津区長

宮前区長

多摩区長

麻生区長

○教育委員会教育長